

震災復興発信映像・パネル等制作業務 受託候補者選定委員会 審査基準

震災復興発信映像・パネル等制作業務受託候補者選定委員会の審査基準に関し、以下のとおり定めるものとする。

1 審査方法

- (1) 「震災復興発信映像・パネル等制作業務受託候補者選定委員会設置要綱」に基づき「震災復興発信映像・パネル等制作業務受託候補者選定委員会」において、審査を行う。
- (2) 審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点数を競う「プロポーザル方式」により行う。

2 審査の手順

- (1) 提案書受付時に復興総室（以下「事務局」という。）にて提示金額が提案上限額以内であるかを確認する。提示金額が提案上限額を超えている場合には、その提案書は審査から除外する。
- (2) 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）及び事務局は提出の記載内容を確認する。
- (3) 選定委員は、参加表明時に提出された「プロポーザル参加者の同種業務の実績（様式第3号）」、同種業務の実績を証する契約書及び仕様書など設計図書等の写し並びに制作した映像のデータを確認する。
- (4) 選定委員会にて提案者からのヒアリングを実施する。
- (5) 選定委員は、「別表 審査項目」に示した項目ごとに評価する。
- (6) 事務局は、(5)において各選定委員が評価した点数を合計し、全選定委員の合計点数を提案者の得点とする。

3 受託候補者の選定

- (1) 審査の結果、合計点数の最も高い提案者を候補者、次点の者を契約次点候補者として選定する。
- (2) 複数の提案者が同点の場合には、審査項目のうち、「映像・パネル・冊子の提案内容」の合計点数が高い者を上位とする。
「映像・パネル・冊子の提案内容」の合計点数も同じ場合は、「実施体制等」の合計点数が高い者を上位とする。
「実施体制等」の合計点数も同じ場合は、くじにより決定する。
- (3) いずれの提案も合計点数が180点以下の場合には、要求する水準に満たないものとして候補者の選定に至らないものとする。

別表 審査項目

審査項目		評価の視点	評価基準		配点	備考
映像・パネル・冊子の提案内容	業務目的・内容の理解	・業務の目的及び内容を十分に理解した企画提案となっているか。	A評価	5	25	5点満点 ×5名
			B評価	4		
			C評価	3		
			D評価	2		
			E評価	0		
	企画コンセプト及び編集・構成方針	<ul style="list-style-type: none"> ・広く市内外の方を対象として想定しているか。 ・本業務の目的にあったコンセプトとなっているか。 ・効果的な発信戦略を想定しているか。 ・企画コンセプトを効果的に表現できる編集方針となっているか。 	A評価	15	75	15点満点 ×5名
			B評価	12		
			C評価	9		
			D評価	6		
			E評価	0		
	素材の収集・撮影方針	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的にあった素材の撮影・収集について具体的な提案があるか。 ・第三者の著作物の使用については適切な対応が想定されているか。 ・企画コンセプトを効果的に表現できる魅力的な取材対象を想定しているか。 	A評価	15	75	15点満点 ×5名
			B評価	12		
			C評価	9		
			D評価	6		
			E評価	0		
「新しい生活様式」に即した成果物を活用した発信	<ul style="list-style-type: none"> ・独自の企画や技術等の提案による効果的な発信となっているか。 ・「新しい生活様式」に即した提案となっているか。 	A評価	10	50	10点満点 ×5名	
		B評価	8			
		C評価	6			
		D評価	4			
		E評価	0			

実施体制等	実施体制・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・提案した企画を実現可能な体制、スケジュールとなっているか。 ・新型コロナウイルスの影響を踏まえ「新しい生活様式」に配慮しているか。 	A評価	10	50	10点満点 ×5名
			B評価	8		
			C評価	6		
			D評価	4		
			E評価	0		
	過去の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の業務実績は、本業務を遂行する上で十分なものか。 	A評価	5	25	5点満点 ×5名
			B評価	4		
			C評価	3		
			D評価	2		
			E評価	0		
合 計					300	